

静岡県告示第256号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

2の(2)のイの表スルガ銀行株式会社本店の項所属の公金収納店の欄中

「三菱UFJ銀行沼津支店」を「三菱UFJ銀行沼津支店」に改める。
三菱UFJ銀行三島支店

2の(2)のウの表スルガ銀行株式会社三島支店の項所属の公金収納店の欄中「三菱UFJ銀行三島支店」を削る。

2の(3)のエの表株式会社三菱UFJ銀行三島支店の項所在地の欄中「三島市中央町1番36号」を「沼津市大手町4丁目4番1号（沼津支店内）」に改め、同表島田掛川信用金庫吉田北支店の項所在地の欄中「2407番地の2」を「2190番地の1（神戸支店内）」に改め、浜松磐田信用金庫本店営業部の項所在地の欄中「元城町114番地の8」を「元城町115番地の1」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) スルガ銀行株式会社本店、スルガ銀行株式会社三島支店及び株式会社三菱UFJ銀行三島支店に係る改正規定 令和元年10月7日
- (2) 島田掛川信用金庫吉田北支店に係る改正規定 令和元年10月21日